

コンクリート圧送作業に関するチェックリスト(作業環境の確認)

事前チェックリスト①
(作業環境の確認)

点検日	事前	年 月 日
	当日	年 月 日
点検者 サイン	現場担当者	
	圧送技能者	

No.	チェック項目	事前		当日		補足・コメント
		現場担当者	圧送技能者	現場担当者	圧送技能者	
1	送り出し教育資料を提供し、新規入場時教育を受けたか。					
2	作業手順や役割分担は、現地で現物確認の上、関係者が理解しているか					あいまい作業・思い込み作業でのヒューマンエラー回避
3	特定元方事業者は、統責者又はその代理に現場巡回を行わせているか。巡回記録と改善指示及び改善結果記録があるか					
4	災害防止協議会が月1回定期的に開催され、これに参加して(させて)いるか。					議事録復命書の回収・内容を確認しているか。復命書は安全衛生責任者が自社の作業員全員に周知したことを示すもの
5	災害防止協議会を欠席した会社に、議事録復命書の送付・回収を行っているか。					
6	土止め支保工の組立図を作成、保管がなされているか。					
7	朝礼会場・朝礼看板は整備されているか					左記項目の確認がなされているか？ 掲示物のタイムリーな更新でマンネリ化防止
8	必要な作業において現地に作業主任者の氏名と職務を掲示しているか。地山の掘削、土止め支保工、足場の組立、はい作業、(正・副2名選任)					安衛則18条:氏名・職務の掲示。必要な資格証の携帯
9	高さが2m以上のはい作業(荷の積み上げ、降ろし、移動)の際、作業主任者の選任を行い、はい作業主任者の氏名及びその者に行わせる事項を作業場の見やすい箇所に掲示しているか					安衛則428, 429
10	安全通路・作業通路を設けて表示をしているか。適正な位置に立入禁止表示を行っているか。					場内つまずき転倒防止の為、整理整頓されているか 敷鉄板等へのすべり止めは施しているか
11	大きな段差を放置していないか。「段差あり」を明示しているか。					段差を目立たせる工夫も必要
12	足場・ステージ・作業構台・ローリングタワー等の最大積載荷重表示を行っているか。					労働者が容易に把握できる場所に表示
13	緊急時の連絡網を作成・確認しているか。					左記項目の確認がなされているか？
14	熱中症対策を講じているか。(休憩、水分補給、塩分補給等)					
15	救急用具(担架・救急箱)を設置し、場所・使用方法を周知・確認しているか					装備も数量も確認
16	救護訓練の際、①年月日②氏名③内容を記録し、3年保管しているか					安衛則24条の4, 389条の11
17	足場の墜落防止、飛来落下防止措置(手摺、端部手摺、巾木、防網等)があるか。(手摺85cm以上※、中柵35~50cm) 層間ネットのたるみはないか。					左記項目の確認がなされているか？ ※安衛則52条:架設通路。元請によっては、これよりも高く(95cm以上等)設定しているところもある。 ※作業床端部や開口部等からの墜落・転落防止措置はあるか。 ※作業の必要上打合せの上、外した安全設備は作業終了後、速やかに復旧されているか。(不完全のまま放置しない) エンドストッパーは、作業員が体重をかけても十分な強度を有するか。
18	足場、ステージの床面の隙間は3cm以下であるか。床材と建地も隙間は12cm未満か。					安衛則563条:作業床
19	足場の倒壊防止措置(壁つなぎ等)は、計画に基づき設置されているか。					
20	脚部の活動防止の根がらみ、沈下防止の敷鉄板は設置してあるか。					
21	1.5m以上の段差には昇降設備があるか。					(安衛則526条:昇降設備の設置) トラック荷台への昇降設備も適切に。昇降中の滑りにも注意。
22	足場の組立・改変時、悪天候等の点検および毎日の作業開始前点検記録があるか。					
23	可搬式作業台作業をする場合、墜落転落・飛来落下しないための安全指導を行っているか					特に開口部端部
24	高所で安全帯を使用するための設備はあるか。安全帯使用表示はあるか。					開口部付近も同様。安全帯の使用をこまめに指導のこと
25	安全帯等及びその取付設備等の異常の有無について点検しているか。					
26	親綱を張るスタクションは、移動時に安全に掛け替えできるよう設置してあるか。					
27	使用していない足場、使用停止の足場には、使用禁止の表示を行っているか					
28	はしごの適正使用措置(固定・突出し60cm以上・安全ブロック)を行っているか。					動線に対しても適切であること
29	上下作業禁止は徹底できているか。					型枠支保工作業、単管や足場板等の受け渡し作業も同様 資機材が不用意に置かれていないか確認する
30	型枠支保工についてパイプサポートを支柱として用いるものは、高さ3.5mを超える時は、高さ2m以内毎に水平つなぎを2方向に設けかつ、水平つなぎの変位を防止しているか。					安衛則242条, 240条
31	床開口養生蓋の強度、かかり代、ズレ止めを確認しているか。					適切な養生蓋が設置できなければ手摺で囲む等、人が乗らない、立入らないように措置をする
32	冬季における転倒防止のために、作業場所にある氷や雪を取り除く、転倒防止のための教育の実施等の転倒災害を防止する対策を講じているか					転倒に対する注意を促す標識を設置する
33	躯体に作業床としての足場(メッシュロード等)が確保されているか。					
34	作業通路上に、移動電線、ホース等の地這い配線はないか。					やむを得ず設置する場合は養生すること。踏き防止。 安衛則第338条
35	資機材の仮置きでは強風対策がされているか、また荷崩れの懸念はないか					風によるつり荷の振れにも注意すること